

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年2月27日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：ICTを活用した学習支援業務委託（単価契約）

(2) 目的

ICT（eラーニング）を活用したドリル教材（以下「ICT教材」という。）を用いて、区立中学校の生徒（以下「生徒」という。）の家庭及び学校での学習を支援することにより、それぞれの学習ステップに応じた主体的選択に基づく深い学びを実現し、全体的な学力の向上をめざす。また、このことにより、不登校や家庭環境等により塾等での学習が困難な子どもの学習機会の拡充や学習状況データの区の教育研究への活用を図るなど、個に応じた学習・教育及び魅力ある公立学校の取組を推進するためICTを活用した学習支援業務を委託する。

(3) 履行期間：契約締結の日（平成30年4月）から平成31年3月31日まで

(4) 業務内容

① 学習支援に係るICT教材のIDの交付

ア 学習支援に係るICT教材を利用するためのIDを区が指定する数量を作成し、提供

イ 区から生徒等へIDを交付するためのID通知書の作成・提供

ウ 各年度の新学級編成に伴う学年更新の処理

② 学習状況データの集計・分析

ア 生徒の学習状況のデータについて、学校・学年・学級ごとの傾向や課題を把握・分析し、提供

イ 生徒の学習状況の分析結果を踏まえ、区の教育活動の充実、授業・指導の改善に向けて、効果的な分析のあり方や研究・施策について提案

③ 学習支援に係るICT教材の利用支援

ア 区立中学校各校において、ICT教材を活用し授業等を実施し、生徒に指導を行うにあたっての各校からのICT教材の内容・操作等に係る問い合わせ等に対する対応

イ 生徒が家庭等においてICT教材を活用し学習するにあたっての保護者または生徒からのICT教材の内容・操作等に係る問い合わせ等に対する対応

等

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと

(4) 法人税、消費税、法人事業税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) ICT教材を活用した学習支援についての基本的考え方は適切であるか
- (3) ICT教材のコンテンツ作成にあたっての基本的考え方は適切であるか
- (4) ICT教材のコンテンツは効果的な学習支援の実施が期待できる内容であるか
- (5) 学習データの集計・分析についての考え方・手法は適切で、教育研究・施策等への効果的な活用が期待できるか
- (6) ICT教材の円滑な利用を支援するための方策及び体制は整備されているか
- (7) 業務を効果的かつ円滑に実施するための取組・工夫等は特徴的で効果が期待できる内容か
- (8) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (9) 緊急時の連絡体制が整備されているか
- (10) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (11) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか
- (12) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (13) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (14) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成30年2月27日(火)から平成30年3月6日(火)の午前9時から午後5時まで
(土・日曜日、祝日を除く)
 - ②場所 下記担当課窓口、及びホームページ
 - ③方法 希望者に無償交付する。
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成30年3月6日(火)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 持参または郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)により提出すること。
- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成30年3月8日(木)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 メールにより送付すること。
- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
 - ①提出期限 平成30年3月19日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り
 - ・平成31年度同一事業
 - ・平成32年度同一事業ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 区は当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp